

農業委員会議事日程

日 時：令和3年11月26日（金）

午前10時00分

場 所：千曲市役所 301A会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
8. 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
9. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
10. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 大友 誠

農地係担当係長 宮坂 昌吉

農地係 主査 平原 俊美

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。
ただ今から令和3年11月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

大友次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります。議案の内容からして、本
一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります。議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
3番 瀧澤 文武 委員、4番 栗原 正明 委員の両委員をお願いいたします。
それでは、日程第5、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第37号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第6、議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

14番保木野委員

14番保木野です。1から4番案件ですが、過日、関係委員と現地確認をしましたので報告いたします。1番案件の場所ですが、屋代地籍でありまして、北陸新幹線トンネル北側の出口にある田と畑で新幹線の防災工事の資材置場に利用とのことで、問題ないことを確認しました。

次に2番案件ですが、場所は屋代地籍で屋代高校前の国道403号線に接した南側の田ですが、現状は資材置場になっております。過去に農地転用の経過がありますが、転用処理がされていないことが判明されたもので、再度申請され特に問題ないことを確認しました。

次に3番案件ですが、場所は屋代地籍で、しなの鉄道の屋代高校前駅の南東の田と畑です。計画は住宅地の造成ですが、隣接地権者の同意と被害防止措置も施しており、問題ないことを確認しました。

次に4番案件ですが、場所は国道18号線の篠ノ井橋南の信号の南東にあるガソリンスタンドの東側にある畑で宅地造成する計画であります。隣接者の同意も得ており、被害防止措置も講じており問題ないことを確認しました。

6番島田委員

5番案件について説明します。過日、関係委員と現地確認をしました。日吉神社の東側にある父親所有の畑の一部を借りて、そこへ73.45㎡の住宅を新築する案件であ

ります。3方が公道で、南側が父親の宅地で、汚水は公共下水道で、雨水は宅地内で地下浸透でありまして、特に問題ないと思われます。

次に6番案件ですが、今事務局の方から別途資料を配られたと思いますが、場所は雨宮公民館から南へ150m程小路を入った住宅地に隣接した農地であります。もう既に埋め立て工事がなされております。北側の道路より1m高く、南側の道路より0.5m高く盛り土され、重機により転圧されておりました。これは誰が見ても事前着工であります。所有者は、8月の農業委員会でも今回の申請地の西側隣りで共同住宅敷地の拡張の追認申請をしており、その際に顛末書を提出しております。8月に法を順守すると言ったにも関わらず、今回11月に8月に申請した時の東隣の土地を事前着工の埋め立てをして、周りにロープを張って、今回5条の申請が上がってきている訳ですが、今回も顛末書が添付されております。内容は許可取得前の行為は農地に戻して、許可取得後まで農地で維持管理に努めるための対応として行いましたと記載されております。しかし現地を確認しましたが、農地として維持管理されておられませんので、本件は許可できないと考えますが審議の程をお願いします。

5 番北澤委員

5番の北澤です。過日、7番案件について関係委員と現地確認をしました。場所は稲荷山の元町地区ですが、国道403号線に〇〇の稲荷山店がありますが、その北側です。資材置場での申請で、特に問題ないと思います。

7 番綿貫委員

7番綿貫です。8番案件について説明いたします。場所は、姨捨駅から下へ200～300mのところですか。この案件は先程、審議された3条案件の10番の土地と隣接しております。西側から南側に掛けて道路が通っておりまして、北側に農業用水があります。家を建てるときは、用水路に土砂が入らないよう措置を行うということで、あと周りは農地に隣接しておりますが、譲渡人の農地なので問題ないと思います。

13 番高松委員

13番高松です。9番案件について関係委員と現地確認をしましたので報告いたします。場所は、県道長野上田線沿いの若宮地籍にあります市の第2学校給食センターから西へ130mの所で住宅地の一角であります。申請者は現在両親と同居しておりますが、独立して父親所有の申請地を使用貸借して住宅を新築するものであります。申請地の西側、南側は市道を挟んで住宅、北側も住宅、東側には申請者の父親の所有する農地があります。北側の住宅との境は、段差があるためコンクリート擁壁により土留めを施し、土砂の流出を防ぐとのことですか。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ放流する予定であり、問題ないと思います。

9 番緑川委員

9番緑川です。申請に基づきまして、関係委員で現地確認を行いました。10番から12番まで報告いたします。

まず10番案件ですが、場所は千曲坂城消防署から北へ400mぐらい行ったところで、国道18号線に面しております。道路以外3方は住宅地であり、農地には接していません。現在耕作はしてありませんが、草刈りなど行い管理されております。駐車場、倉庫ということで排水もなく問題ないと思います。

次に11番案件ですが、場所は戸倉小学校の南30m程の住宅地の中で、東側だけ

が畑に接しております。この畑の耕作者からは、同意が得られており、排水等も問題もなく適切であると思います。

続いて12番案件ですが、国道18号線のほたる橋の信号から100m程南西に入った工場、駐車場に接して、現在ぶどう畑であります。西と東が畑に接しておりますが、この両方の耕作者から同意を得ております。駐車場ということで、排水等も問題ないと思います。

議長 担当委員さんからの報告が終わりました。まずは6番案件を除いた1番から5番案件、7番から12番案件について質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議長 進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番から5番案件、7番から12番案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第38号 1番から5番案件、7番から12番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

議長 続いて、6番案件について質疑・意見を一括、お受けします。

議長 顛末書にあります、申請前に指摘されたとありますが、宮坂係長からの指摘なんですか。

宮坂担当係長 そうです。

議長 現状の説明をもう一度お願いします。

6番島田委員 北側の公道からは1m、南側の公道からは0.5m上げて埋め立てをして、重機で埋め立てし、転圧してあります。

議長 現地は農地ではない状況なんですね。

6番島田委員 土は全て砂利ではないんですが、耕運して耕作できる状況ではありません。すぐに4件の住宅を建てて、売り出す体制が整っている状態です。

14番保木野委員 顛末書は、申請の際出されたんですか。

宮坂担当係長	申請者（譲渡人）が生活の基盤が無い理由から、売却するというもので現地を確認したところ、重機が入って盛り土になっていましたので顛末書の指導をしました。
6 番島田委員	実際に事前着工したのは業者で、譲渡人が埋め立て工事を出来るわけありません。
14 番保木野委員	アパートは建っているんですか。
6 番島田委員	埋め立てをただけです。今後4件の住宅を建てて分譲するものです。
4 番栗原委員	許可前に埋め立てしたので、許可しない方がいいと思います。顛末書があろうと許可しない方がいいと思います。
10 番伊藤委員	現状に戻すと顛末書に記載されているのに、盛り土されている現状なのでどうかと思います。
9 番緑川委員	私も反対すべきだと思います。 (進行の声あり)
議 長	進行の声がございました。進行いたします。 質疑、意見を終結し、採決いたします。 お諮りします。議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、6番案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手なし)
議 長	全員反対ですので、議案第38号 6番案件は、否決、決定されました。 続いて、日程第7、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。
大友次長	……朗読説明……
議 長	朗読、説明が終わりました。 それでは、質疑・意見を一括、お受けします。 (進行の声あり)
議 長	進行の声がございました。進行いたします。 質疑、意見を終結し、採決いたします。 お諮りします。議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積

計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第39号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第8、議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がごぞいます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第40号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第9、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長
大友次長

- (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第10、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

議 長

(質疑、意見なし)

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和3年11月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午前11時29分